

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2024年 6月 24日

京都市長 宛

## 提出者

住 所 京都市上京区五辻通六軒町西入溝前町1035  
 氏 名 社会福祉法人京都社会事業財団 西陣病院

院長 葛西 恭一

電話番号 075-461-8800

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 2023年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	西陣病院
事 業 場 の 所 在 地	京都市上京区五辻通六軒町西入溝前町1035
事 業 の 種 類	83 医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	2023年 4月 1日 ~ 2024年 4月 1日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	375 t	全 处 理 委 託 量	375 t
自 ら 再 生 利 用 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	優 良 認 定 处 理 業 者 へ の 処 理 委 託 量	375 t
自 ら 热 回 収 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t
自 ら 中 間 处 理 に よ り 減 量 す る 特別管理産業廃棄物の量	t	認 定 热 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t
自 ら 埋 立 处 分 又 は 海 洋 投 入 处 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	認 定 热 回 収 業 者 以 外 の 热 回 収 を 行 う 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 417 t 前 年 度 418 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)	
•2020年度3月より株式会社エフアンドケイと契約し 電子マニフェスト導入	

※事務処理欄

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 感染性廃棄物)



不要物等発生量

自ら直接  
再生利用した量  
② 0

排出量  
① 418

自ら直接埋立処分又は  
海洋投入処分した量  
③ 0

自ら中間処理した後  
再生利用した量  
⑧ 0

項目	実績値		
①排出量	418		
②+⑧自ら再生利用を行った量	0		
⑤自ら熱回収を行った量	0		
⑦自ら中間処理により減量した量	0		
③+⑨自ら埋立処分を行った量 海洋投入処分を行った量	0		
⑩全処理委託量	418		
⑪優良認定処理業者への 処理委託量	418		
⑫再生利用業者への処理 委託量	0		
⑬熱回収認定業者への処 理委託量	0		
⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処 理委託量	0		

自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ④ 0	自ら中間処理した 後の残さ量 ⑥ 0	自ら中間処理による 減量した量 ⑦ 0	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑨ 0
自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑩ 418	直接及び自ら 中間処理した後 の 処理委託量 ⑪ 0	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑫ 0	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑬ 0
自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑭ 0	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑮ 0	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑯ 0	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑰ 0
自ら中間処理した後 自ら再生利用した量 ⑮ 0	自ら中間処理した後 自ら再生利用した量 ⑯ 0	自ら中間処理した後 自ら再生利用した量 ⑰ 0	自ら中間処理した後 自ら再生利用した量 ⑱ 0
自ら中間処理した後 自ら再生利用した量 ⑲ 0	自ら中間処理した後 自ら再生利用した量 ⑳ 0	自ら中間処理した後 自ら再生利用した量 ㉑ 0	自ら中間処理した後 自ら再生利用した量 ㉒ 0

(第2面)

## 備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物処理に関する、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

特 別 管 理 産 業 廃 物 处 理 計 画 実 施 状 況 報 告 書 の [集計用シート]

- 特別管理産業廃棄物の種類ごと（排出したもの）に、①～⑯の各数値を記載してください。（自動で第2面に転記されます。）
- 下表にない特別管理産業廃棄物を排出した場合は、「産業廃棄物の種類」欄に、「産業廃棄物を追加してください。」
- 行が足りない場合は、行を追加してください。（また、シートを作成してください。）

特別管理産業廃棄物の種類 （排出量）	積 荷										①運送方法 自ら運送又は委託 輸送又は搬入する場合 （注1）	②+⑧ 輸送方法又は搬入方法
	③から直排 又は貯蔵 利用した量 (t)	④から中間処理 した量 (t)	⑤から中間処理 した後再生利用 した量 (t)	⑥から中間処理 した後再利用 した量 (t)	⑦から中間処理 した後再利用 した量 (t)	⑧から中間処理 した後再利用 した量 (t)	⑨から中間処理 した後再利用 した量 (t)	⑩から中間処理 した後再利用 した量 (t)	⑪から中間処理 した後再利用 した量 (t)	⑫から中間処理 した後再利用 した量 (t)		
生活ごみ等（タダゴミなど、一括して分別して出されるものについて、空箱等に記載して置いたりするもの）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発油（引火性）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塗料（特管）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感染性廃棄物	418	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発PCB等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発石鹼等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発油（特定有害）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥（特定有害）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	418	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注1）未満は原則として四捨五入。ただし、数字が複数であれば小数点以下3桁まで記載は可。